



平成 18 年 7 月 14 日

各 位

会 社 名 株式会社インターアクション
代表者名 代表取締役社長 木地 英雄
(コード番号 7725 東証マザーズ)
問合せ先 取締役副社長経営企画室長 福田 剛
電話番号 045-788-8373
U R L <http://www.inter-action.co.jp>

定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、平成 18 年 7 月 14 日開催の取締役会において、下記のとおり「定款一部変更の件」を平成 18 年 8 月 24 日開催予定の第 14 期定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、お知らせいたします。

記

1. 定款変更の理由

- (1) 今後の事業展開に備えるため、現行定款第 2 条を変更するものであります。
- (2) 「会社法」(平成 17 年法律第 86 号) 及び「会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律」(平成 17 年法律第 87 号) が、平成 18 年 5 月 1 日に施行されたことに伴い、次のとおり当社定款を変更するものであります。
 - ① 株券を発行する旨を定めるため、変更案第 7 条を新設するものであります。
 - ② インターネットを用いた株主総会参考書類等の一部開示を可能とするため、変更案第 13 条を新設するものであります。
 - ③ 株主総会の健全且つ有意義な議事運営のため、現行定款第 13 条を変更し、株主の皆様が議決権行使を委任する場合の代理人の員数を制限するものであります。
 - ④ 当社に設置する機関を定めるため、変更案第 17 条、第 25 条及び第 33 条を新設するものであります。
 - ⑤ 取締役会の機動的な運営のため、書面又は電磁的記録による決議を変更案第 22 条第 4 項において新設するものであります。第 4 項の特例を導入するにあたり、取締役会決議の原則を定める変更案第 22 条第 3 項を新設するものであります。
 - ⑥ 社外監査役が期待される役割を十分に發揮できるよう、また社外監査役の招聘に資するよう、変更案第 32 条第 2 項を新設するものであります。
 - ⑦ 新たに会社の機関となった会計監査人に関する章を設けるとともに、当該規定を変更案第 33 条～第 36 条に新設するものであります。
 - ⑧ 定款上で引用する条文を、会社法の相当条文に変更するものであります。
 - ⑨ 旧商法上の用語を会社法で使用される用語に変更し、併せて一部表現の変更、字句の修正を行うものであります。
- (3) 代表取締役会長職の新設に伴い、取締役会の招集権者及び議長を定める現行定款第 19 条第 1 項の変更をするものであります。
- (4) いわゆる端株は現在発行がないことから、変更案では、端株に関する文言を削除す

るものであります。

(5) その他一部表現の変更、文言及び条数の整理等、所要の変更を行うものであります。

2. 定款変更の内容

変更内容は別紙のとおりであります。

3. 日程

定款変更のための株主総会開催日 平成 18 年 8 月 24 日

定款変更の効力発生日 平成 18 年 8 月 24 日

以上

別紙

(下線部分は変更箇所を示します)

現行定款	変更案
第1章 総 則	第1章 総 則
(目的)	(目的)
第2条 当会社は、次の事業を営むことを目的とする。	第2条 当会社は、次の事業を営むことを目的とする。
1. コンピュータ関連のハードウェア及びソフトウェアの設計、開発、製造、輸出入、販売、保守、教育及びその人材の育成	1. コンピュータ関連のハードウェア及びソフトウェアの設計、開発、製造、輸出入、販売、保守並びに賃貸、教育及びその人材の育成
2. 半導体の設計、開発、製造、輸出入及びその販売	2. 半導体の設計、開発、製造、輸出入及びその販売並びに賃貸
3. 半導体の性能検査システムの設計、開発、製造、輸出入及びその販売	3. 半導体の性能検査システムの設計、開発、製造、輸出入及びその販売並びに賃貸
4. 光学機器関連のハードウェア及びソフトウェアの設計、開発、製造、輸出入及びその販売	4. 光学機器関連のハードウェア及びソフトウェアの設計、開発、製造、輸出入及びその販売並びに賃貸
5. (省略)	5. (現行どおり)
6. (省略)	6. (現行どおり)
7. (省略)	7. (現行どおり)
8. (省略)	8. (現行どおり)
9. (省略)	9. (現行どおり)
10. (省略)	10. (現行どおり)
11. (省略)	11. (現行どおり)
12. (省略)	12. (現行どおり)
13. (省略)	13. (現行どおり)
14. (省略)	14. (現行どおり)
(本店の所在地)	(本店の所在地)
第3条 当会社は、本店を横浜市 <u>金沢区</u> に置く。	第3条 当会社は、本店を横浜市に置く。
(公告の方法)	(公告方法)
第4条 当会社の公告は、電子公告により行う。 <u>ただし</u> 、電子公告によることができない事故その他のやむを得ない事由が生じたときは、日本経済新聞に掲載して行う。	第4条 当会社の公告方法は、電子公告により行う。 <u>但し</u> 、電子公告によることができない事故、その他のやむを得ない事由が生じたときは、日本経済新聞に掲載して行う。

現行定款	変更案
第2章 株式及び端株	第2章 株式
(発行する株式の総数)	(発行可能株式総数)
第5条 当会社の <u>発行する株式の総数</u> は、254,000株とする。	第5条 当会社の <u>発行可能株式総数</u> は、254,000株とする。
(自己株式の取得)	(自己の株式の取得)
第6条 当会社は、 <u>商法第211条ノ3第1項第2号の規程</u> により、取締役会の <u>決議をもって自己株式を買受ける事ができる</u> 。	第6条 当会社は、 <u>会社法第165条第2項の規定</u> により、取締役会 <u>決議によって自己の株式を取得する事ができる</u> 。
(新設)	(株券の発行)
	第7条 当会社は、 <u>株式に係る株券を発行する</u> 。
(株式取扱規程)	(株式取扱規程)
第7条 当会社の <u>発行する株券の種類並びに株式の名義書換、実質株主通知の受理、端株の買取請求の取扱、その他株式及び端株に関する手続並びに手数料</u> は取締役会の <u>定める株式取扱規程</u> による。	第8条 当会社が <u>発行する株券の種類並びに株主名簿（実質株主名簿を含む。以下同じ。）、株券喪失登録簿及び新株予約権原簿への記載又は記録、又は新株予約権に関する取扱い及び手数料</u> は、 <u>法令又は本定款のほか、取締役会において定める株式取扱規程</u> による。
(名義書換代理人)	(株主名簿管理人)
第8条 当会社は、 <u>株式及び端株につき名義書換代理人を置く。</u>	第9条 当会社は、 <u>株主名簿管理人</u> を置く。
② <u>名義書換代理人及びその事務取扱場所は、取締役会の決議によって選任する。</u>	② <u>株主名簿管理人及びその事務取扱場所は、取締役会の決議により定め、これを公告する。</u>
③ <u>当会社の株主名簿、実質株主名簿及び端株原簿並びに株券喪失登録簿は、名義書換代理人の事務取扱場所に備え置き、株式の名簿書換、実質株主通知の受理、質権の登録、信託財産の表示、株券の交付、届出の受理、端株の買取請求の取扱等株式及び端株に関する事務は、名義書換代理人に取扱わせ、当会社においては、</u>	③ <u>当会社の株主名簿、株券喪失登録簿及び新株予約権原簿は、株主名簿管理人の事務取扱場所に備え置き、株主名簿、株券喪失登録簿及び新株予約権原簿への記載又は記録、並びに新株予約権に関する事務は、株主名簿管理人に取扱わせ、当会社においては、これを取扱わない。</u>

現行定款	変更案
これを取扱わない。	
(基準日)	(基準日)
<p>第9条 当会社は、<u>毎決算期現在の株主名簿及び実質株主名簿</u>に記載又は記録された議決権を有する株主をもって、その<u>決算期</u>に関する定時株主総会において権利を行使すべき株主とみなす。</p> <p>② 前項のほか、<u>株主、登録質権者又は端株主として権利を行使すべき者を定めるため</u>必要があるときは、あらかじめ公告して、臨時に基準日を定めることができる。</p>	<p>第10条 当会社は、<u>毎年5月31日の最終の株主名簿</u>に記載又は記録された議決権を有する株主(<u>実質株主を含む。以下同じ。</u>)をもって、その<u>事業年度</u>に関する定時株主総会において権利を行使することができる株主とする。</p> <p>② 前項に定めるほか、必要があるときは、<u>取締役会の決議によってあらかじめ公告して、臨時に基準日を定めることができる。</u></p>
第3章 株主総会	第3章 株主総会
(招集の時期)	(招集)
<p>第10条 当会社の定時株主総会は、<u>営業年度末日の翌日から3ヶ月以内に招集し、臨時株主総会はその必要がある場合、隨時これを招集する。</u></p>	<p>第11条 当会社の定時株主総会は、<u>事業年度末日の翌日から3ヶ月以内に招集し、臨時株主総会はその必要がある場合、隨時これを招集する。</u></p>
(招集者及び議長)	(招集権者及び議長)
<p>第11条 株主総会は、取締役社長が招集し、その議長となる。取締役社長に事故あるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序により、他の取締役がこれに代わる。</p>	<p>第12条 株主総会は、<u>法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会の決議によって、取締役社長が招集し、議長となる。取締役社長に事故があるときは、あらかじめ定めた順序により、他の取締役が株主総会を招集し、議長となる。</u></p>
(新設)	(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提示)
	<p>第13条 当会社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類及び連結計算書類に記載又は表示をすべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従い、インターネットで開示するこ</p>

現行定款	変更案
(決議の方法) 第12条 株主総会の決議は、法令又は定款に別段の定めがある場合 <u>のほか</u> 、出席した株主の議決権の過半数をもって <u>決する</u> 。	とにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。
② 商法第343条に定める特別決議は、 <u>総株主の議決権の3分の1以上にあたる株式</u> を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって <u>決する</u> 。	(決議の方法) 第14条 株主総会の決議は、法令又は本定款に別段の定めがある場合 <u>を除き</u> 、出席した <u>議決権を行使することができる</u> 株主の議決権の過半数をもって行う。 ② 会社法第309条第2項の定めによるべき決議は、 <u>定款に別段の定めがある場合を除き</u> 、 <u>議決権を行使することができる</u> 株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う。
(議決権の代理行使) 第13条 株主は、当会社の議決権を有する他の株主を代理人として <u>その</u> 議決権を行使することができる。 <u>この場合、代理人は代理権を証する書面を当会社に提出しなければならない。</u>	(議決権の代理行使) 第15条 株主は、当会社の議決権を有する他の株主 <u>1名</u> を代理人として、議決権を行使することができる。 ② 前項の場合、株主又は代理人は、 <u>株主総会ごとに代理権を証明する書面を当会社に提出しなければならない。</u>
(議事録) 第14条 株主総会の議事の経過の要領及びその結果は、 <u>これを議事録に記載又は記録し、議長並びに出席した取締役が記名捺印又は電子署名を行う</u> 。	(議事録) 第16条 株主総会における議事の経過の要領及びその結果並びにその他法令に定める事項は、議事録に記載又は記録する。
第4章 取締役及び取締役会 (新設)	第4章 取締役及び取締役会 (取締役会の設置) 第17条 当会社は、取締役会を置く。

現行定款	変更案
(員数) 第15条 当会社に取締役10名以内を置く。	(取締役の員数) 第18条 当会社の取締役は、10名以内とする。
(選任) 第16条 取締役は株主総会において選任する。 ② 取締役の選任決議は、総株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって決する。 ③ 取締役の選任については、累積投票によらないものとする。	(取締役の選任) 第19条 取締役は、株主総会の決議によって選任する。 ② 取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。 ③ 取締役の選任決議は、累積投票によらない。
(任期) 第17条 取締役の任期は、就任後2年内の最終の決算期に関する定時株主総会終結の時までとする。 ② 補欠又は増員のため選任された取締役の任期は、現任取締役の残任期間とする。	(任期) 第20条 取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。 ② 補欠又は増員として選任された取締役の任期は、在任取締役の任期の満了する時までとする。
(代表取締役及び役付取締役) 第18条 取締役会の決議により、当会社を代表すべき取締役若干名を定める。 ② 取締役会の決議により、取締役会長及び取締役社長各1名、取締役副社長、専務取締役及び常務取締役各若干名を定めることができる。	(代表取締役及び役付取締役) 第21条 取締役会の決議によって、代表取締役を選定する。 ② 取締役会はその決議によって、取締役会長及び取締役社長各1名、取締役副社長、専務取締役及び常務取締役各若干名を定めることができる。
(取締役会) 第19条 取締役会は、取締役社長がこれを招集し、その議長となる。取締役社長に事故あるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序により、他の取締役がこれに代わる。	(取締役会等) 第22条 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会長がこれを招集し、議長となる。取締役会長に欠員又は事故があるときは、取締役社長が、取締役社長に事故があるときは、あらかじめ取

現行定款	変更案
<p>② 取締役会<u>招集の通知</u>は、各取締役及び各監査役に対し、会日の3日前までに発する。但し、緊急のときはこの期間を短縮することができる。</p> <p>(新 設)</p> <p>(新 設)</p>	<p>締役会において定めた順序により、他の取締役が<u>取締役会を招集し、議長となる。</u></p> <p>② 取締役会<u>の招集通知</u>は、各取締役及び各監査役に対し、会日の3日前までに発する。但し、緊急の場合には、この期間を短縮することができる。</p> <p>③ 取締役会の決議は、取締役の過半数が出席し、出席した取締役の過半数をもって行う。</p> <p>④ 当会社は、取締役の全員が取締役会の決議事項について書面又は電磁的記録により同意したときは、当該決議事項を可決する旨の取締役会の決議があつたものとみなす。但し、監査役が異議を述べたときはこの限りではない。</p> <p>⑤ 取締役会に関する事項は、法令又は本定款のほか、取締役会において定める取締役会規程による。</p>
<p>(報酬)</p> <p>第 20 条 取締役の報酬及び退職慰労金は、株主総会の決議をもってこれを定める。</p> <p>(取締役の責任免除)</p> <p>第 21 条 当会社は、商法第 266 条第 12 項の規定により、取締役会の決議をもって、同条第 1 項第 5 号の行為に関する取締役（取締役であった者を含む。）の責任を法令の限度において免除することができる。</p> <p>② 当会社は、商法第 266 条第 19 項の規定により、社外取締役との間に、同条第 1 項第 5 号の行為による賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、商</p>	<p>(取締役の報酬等)</p> <p>第 23 条 取締役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。</p> <p>(取締役の責任免除)</p> <p>第 24 条 当会社は、会社法第 426 条第 1 項の規定により、法令に定める要件に該当する場合には、取締役会の決議によって、取締役（取締役であった者を含む。）の損害賠償責任を法令の限度において免除することができる。</p> <p>② 当会社は、会社法 427 条第 1 項の規定により、法令に定める要件に該当する場合には、社外取締役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。但し、当該</p>

現行定款	変更案
<u>法第266条第19項各号に定める金額の合計額とする。</u>	契約に基づく損害賠償責任の限度額は、 <u>法令の定める最低責任限度額を下回らない金額且つあらかじめ定めた金額</u> とする。
第5章 監査役及び監査役会 (新設)	第5章 監査役及び監査役会 <u>(監査役及び監査役会)</u> 第25条 当会社は、 <u>監査役及び監査役会を置く。</u>
(員数) 第22条 当会社に <u>監査役5名以内を置く。</u>	(監査役の員数) 第26条 当会社の監査役は、 <u>5名以内とする。</u>
(選任) 第23条 監査役は株主総会において選任する。 ② 監査役の選任決議は、 <u>総株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって決する。</u>	(監査役の選任) 第27条 監査役は、 <u>株主総会の決議によって選任する。</u> ② 監査役の選任決議は、 <u>議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</u>
(任期) 第24条 監査役の任期は、就任後4年以内の最終の決算期に関する定時株主総会終結の時までとする。 ② 補欠のため選任された監査役の任期は、 <u>退任した監査役の残任期間</u> とする。	(監査役の任期) 第28条 監査役の任期は、 <u>選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のもの</u> に関する定時株主総会終結の時までとする。 ② 補欠のため選任された監査役の任期は、 <u>在任監査役の任期の満了する時まで</u> とする。
(常勤監査役) 第25条 監査役は、 <u>その互選により常勤監査役若干名を定める。</u>	(常勤監査役) 第29条 監査役会は、 <u>その決議によって、常勤の監査役若干名を選定する。</u>
(監査役会) 第26条 (省略) ② 監査役会の運営その他に関する事項については、 <u>監査役会の定める</u>	(監査役会) 第30条 (現行どおり) ② 監査役会に関する事項は、 <u>法令又は本定款のほか、監査役会において</u>

現行定款	変更案
監査役会規程による。	て定める監査役会規程による。
(報酬) 第 27 条 監査役の報酬及び退職慰労金は、株主総会の決議をもってこれを定める。	(監査役の報酬等) 第 31 条 監査役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。
(監査役の責任免除) 第 28 条 当会社は、商法第 280 条第 1 項の規定により、取締役会の決議をもって、監査役（監査役であった者を含む。）の責任を法令の限度において免除することができる。	(監査役の責任免除) 第 32 条 当会社は、会社法第 426 条第 1 項の規定により、法令に定める要件に該当する場合には、取締役会の決議によって、監査役（監査役であった者を含む。）の損害賠償責任を法令の限度において免除することができる。 ② 当会社は、会社法第 427 条第 1 項の規定により、法令に定める要件に該当する場合には、社外監査役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。但し、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令の定める最低責任限度額を下回らない金額且つあらかじめ定めた金額とする。
(新 設)	(新 設)
	第 6 章 会計監査人
(新 設)	(会計監査人の設置) 第 33 条 当会社は、会計監査人を置く。
(新 設)	(会計監査人の選任方法) 第 34 条 会計監査人は、株主総会の決議によって選任する。
(新 設)	(会計監査人の任期) 第 35 条 会計監査人の任期は、選任後 1 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結のときまでとする。 ② 前項の定時株主総会において別段

現行定款	変更案
(新設)	<u>の決議がなされなかつたときは、当該定時株主総会において再任されたものとみなす。</u>
第6章 計算	(会計監査人の報酬等) 第36条 会計監査人の報酬等は、代表取締役が監査役会の同意を得て定める。
(営業年度) 第29条 当会社の営業年度は、毎年6月1日から翌年5月31日までとし、毎営業年度末に決算を行う。	第7章 計算 (事業年度) 第37条 当会社の事業年度は、毎年6月1日から翌年5月31日までとする。
(利益配当) 第30条 利益配当は、毎決算期現在の株主名簿及び実質株主名簿に記載又は記録された株主又は登録質権者及び同決算期現在の端株原簿に記載又は記録された端株主に対しこれを行う。	(剩余金の配当) 第38条 当会社は、株主総会の決議によつて毎年5月31日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主又は登録株式質権者に対し、剩余金の配当を行うことができる。
(中間配当) 第31条 取締役会の決議により、毎年11月30日現在の株主名簿及び実質株主名簿に記載又は記録された株主又は登録質権者及び同日現在の端株原簿に記載又は記録された端株主に対し、商法第293条ノ5の規定による金銭の分配（以下「中間配当」という）を行うことができる。	(中間配当) 第39条 当会社は、取締役会の決議によつて、毎年11月30日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主又は登録株式質権者に対し、会社法454条第5項に定める剩余金の配当（以下「中間配当」という。）を行うことができる。
(配当金の除斥期間) 第32条 利益配当金及び中間配当金が支払開始日から満3年を経過してもなお受領されないときは、当会社はその支払の義務を免れる。	(剩余金の配当金の除斥期間) 第40条 剩余金の配当金（中間配当金を含む。）が支払開始の日から満3年を経過してもなお受領されないときは、当会社はその支払義務を免れる。